法規を守って住民に迷惑をかけないようにしましょう。

この地図は鳥獣保護区等の位置を示したものですので、狩猟にあたっては現場の立て札を確認してください。

狩猟道徳を守りましょう。

令和８年度 神奈川県鳥獣保護区等位置図

A map of wildlife protection area in Kanagawa prefecture

市区町村別位置図



国有林森林事務所（東京神奈川森林管理署）

事務所名	電話	管轄国有林
世附森林事務所	(0465)82−1716	山北町世附、中川
丹沢 〃	(0465)82−0402	山北町玄倉、秦野市長尾、源次郎、行者山
箱根 〃	(0460)82−6270	箱根町台ヶ岳、駒ヶ岳、屏風山、畑引山、三国峠、湯河原町辺土
津久井 〃	(042)784−1181	相模原市緑区谷山、相模原市緑区鳥山、小倉山、相模原市緑区鳥山、小倉山

※国有林内で狩猟するときは、猟区管理者は事前に上記事務所及び東京神奈川森林管理署まで連絡してください。
東京神奈川森林管理署:平塚市立野町38−2 ☎(0463)32−2867(代)

猟区の事務所

猟区の名称	事務所の所在地	電話番号
相模原市鳥屋	〒252−5177 相模原市緑区西橋本3-3-21 緑区合同庁舎	(042)775−8852
清川村	〒243−0061 愛甲郡清川村煤ヶ谷2216 清川村役場	(046)288−1211(代)
山北町三保	〒258−0113 足柄上郡山北町山北1301-4 山北町役場	(0465)75−1122(代)
山北町世附		

（備　考）
入猟期間
10月15日から翌年3月15日まで
※入猟日については、各猟区に御確認ください。
入猟承認料
1日　5,000円～8,400円
※捕獲可能な頭数については、各猟区に御確認ください。

神奈川県で鳥獣行政を取り扱っている機関

事務所名	所在地	管轄区域	電話番号
本庁（自然環境保全課）	〒231−8588 横浜市中区日本大通1（県庁新庁舎内）	横浜市、川崎市	(045)210−4319
横須賀三浦地域県政総合センター（環境部）	〒238−0006 横須賀市日の出町2−9−19（横須賀合同庁舎内）	横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町	(046)823−0210(代)
県央地域県政総合センター（環境部）	〒243−0004 厚木市水引2−3−1（厚木合同庁舎内）	相模原市、厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町、清川村	(046)224−1111(代)
湘南地域県政総合センター（環境部）	〒254−0054 平塚市中里50−1（保庁舎内（旧県立平塚商業高校））	平塚市、茅ヶ崎市、藤沢市、寒野市、伊勢原市、秦川町、大磯町、二宮町	(0463)45−3150(代)
県西地域県政総合センター（環境部）	〒250−0042 小田原市荻窪350−1（小田原合同庁舎内）	南足柄市、小田原市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町	(0465)32−8000(代)

● 日の出・日の入について

日の出、日の入の時刻は、日付及び地域によって異なるので新聞等で確認のうえ出猟すること。

横浜港における日の出・日の入時刻

年　月　日	日の出	日の入
令和８年10月15日	５時47分	17時7分
令和８年11月15日	６時16分	16時35分
令和８年12月15日	６時43分	16時30分
令和９年１月15日	６時50分	16時51分
令和９年２月15日	６時29分	17時23分
令和９年３月15日	５時53分	17時48分

国立天文台ホームページより

凡例 Example

- 鳥獣保護区特別保護地区 Special Protection Area
- 鳥獣保護区 Wildlife Protection Area
- 特定猟具使用禁止区域（銃器） Certain Hunting Equipment Prohibited Area
- 猟区 Paid Game Hunting Area
- 自然公園特別保護地区 Special Protection Area according to Natural Park Law
- 管理ユニット
- 指定猟法禁止区域（鉛散弾規制地域） Lead Shot Hunting Prohibited Area
- シカ管理計画対象区域
- 主な都市公園（整備中のものを含む） Town Park

凡例 記号

県界／市町村界／J R／私鉄／地下鉄／高速・有料道路／国道／主要地方道・県道／一般道路／県立・国定公園界／県立自然公園界／自然歩道／県庁／市役所／区役所・町村役場／警察署／消防署／郵便局／大学／神社／寺院／工場／ゴルフ場／発電所

1:100,000

調製　東京都千代田区神田小川町3-22　内外地図株式会社　(電) 03-3291-0339番代表

令和8年10月　神奈川県

銃器は正しく取扱い事故を起こさないようにしましょう。

狩猟者登録証は３月31日までに必ず返納しましょう（猟区に入猟される方は４月15日まで）。

「測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R３ね 249」